

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税の賦課・徴収事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宇土市は、個人住民税の賦課・徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

宇土市長

公表日

令和2年11月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税の賦課・徴収事務
②事務の概要	<p>地方税法(昭和25年法律第226号)等の法律に基づき、個人住民税の賦課・徴収事務で以下の事務を行う。</p> <p>[賦課業務] 地方税法に基づき、原則として1月1日現在で宇土市に住所があり、前年に一定以上の所得があった方に対して、個人住民税を課税する。税額は広く均等に負担していただく均等割と、所得に応じて負担していただく所得割との合計額となる。なお、個人の県民税は、個人の市民税と併せて同時に計算・課税・徴収する。具体的な内容は以下のとおり。 ①課税に向けて、1月1日時点の住民を把握したり課税資料を整備 ②前年所得の申告を受け付け ③課税資料(申告書や給与支払報告書、年金支払報告書など)を合算、内容チェック ④整備された前年の所得・控除の内容から市民税・県民税を計算 ⑤課税計算した結果を納税義務者へ通知 ⑥普通徴収・特別徴収(給与からの天引)・年金特別徴収(年金からの天引)の方法により徴収 ⑦所得・課税証明書の発行</p> <p>[徴収業務] ①収納管理 納税義務者等が納付した収納情報を管理し、賦課更正等により過誤納等が発生した場合は、還付・充当を行う。②滞納整理(督促状・催告書発送業務) 賦課業務により課税された個人住民税のうち、納税者又は特別徴収(以下「特徴」という。)義務者が納期限までに徴収金を完納しない場合は、滞納整理を行う。(納期限後30日以内に督促状を発送する。)また、督促以降も完納しない場合は、催告書を発送する。③滞納処分 督促発送から起算して10日を経過するまでに徴収金を完納しない場合、滞納処分を行う。④調査業務 滞納処分に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関とその他法令に定める第三者等に当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を相互に求める。⑤滞納処分の執行停止 財産・所在不明及び生活困窮等で徴収不可の事実が明らかであるときは、当該税金について滞納処分の執行停止を行う。</p>
③システムの名称	1. 総合行政システム 個人住民税, 申告受付 2. 地方税ポータルシステム(市民税関係) 3. 国税連携システム 4. 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)個人住民税情報ファイル (2)宛名情報ファイル (3)収納消込ファイル (4)滞納整理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1 16の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p><別表第二における情報提供の根拠> ・番号法第19条第1項第7号(別表第二) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項: 1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 10, 12, 13, 14, 16, 19, 20, 21, 22, 22条の3, 22条の4, 23, 24, 24条の2, 24条の3, 25, 26条の3, 27, 28, 31, 31条の2, 31条の3, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 43, 43条の3, 43条の4, 44, 44条の2, 45, 47, 49, 49条の2, 51, 53, 54, 55, 58, 59, 59条の2の2, 59条の2の3, 59条の3条</p> <p><別表第二における情報照会の根拠> ・番号法第19条第1項第7号(別表第二) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの:27, 28, 29の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	宇土市市民環境部税務課 〒869-0445 宇土市浦田町51番地 電話0964-22-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	宇土市市民環境部税務課 〒869-0445 宇土市浦田町51番地 電話0964-22-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年11月12日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年11月12日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月18日	I. 1. ②(事務の概要)	<p>地方税法等の法律に基づき、個人住民税の賦課・徴収事務で以下の事務を行う。[賦課業務] 地方税法に基づき、原則として1月1日現在で宇土市に住所があり、前年に一定以上の所得があった方に対して、個人住民税を課税する。税額は広く均等に負担していただく均等割と、所得に応じて負担していただく所得割との合計額となる。なお、個人の県民税は、個人の市民税と併せて同時に計算・課税・徴収する。具体的な内容は以下のとおり。①課税に向けて、1月1日時点の住民を把握したり課税資料を整備 ②前年所得の申告を受け付け③課税資料(申告書や給与支払報告書、年金支払報告書など)を合算、内容チェック ④整備された前年の所得・控除の内容から市民税・県民税を計算 ⑤課税計算した結果を納税義務者へ通知 ⑥普通徴収・特別徴収(給与からの天引)・年金特別徴収(年金からの天引)の方法により徴収 ⑦所得・課税証明書の発行[徴収事務]①収納管理 納税義務者等が納付した収納情報を管理し、賦課更正等により過誤納等が発生した場合は、還付・充当を行う。②滞納整理(督促状・催告書発送業務) 賦課業務により課税された個人住民税のうち、納税者又は特別徴収(以下「特徴」という。)義務者が納期限までに徴収金を完納しない場合は、滞納整理を行う。(納期限後30日以内に督促状を発送する。)また、督促以降も完納しない場合は、催告書を発送する。③滞納処分 督促発送から起算して10日を経過するまでに徴収金を完納しない場合、滞納処分を行う。④調査業務 滞納処分に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関とその他法令に定める第三者等に当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を相互に求める。⑤滞納処分の執行停止 財産・所在不明及び生活困窮等</p>	<p>地方税法(昭和25年法律第226号)等の法律に基づき、個人住民税の賦課・徴収事務で以下の事務を行う。[賦課業務] 地方税法に基づき、原則として1月1日現在で宇土市に住所があり、前年に一定以上の所得があった方に対して、個人住民税を課税する。税額は広く均等に負担していただく均等割と、所得に応じて負担していただく所得割との合計額となる。なお、個人の県民税は、個人の市民税と併せて同時に計算・課税・徴収する。具体的な内容は以下のとおり。①課税に向けて、1月1日時点の住民を把握したり課税資料を整備 ②前年所得の申告を受け付け ③課税資料(申告書や給与支払報告書、年金支払報告書など)を合算、内容チェック ④整備された前年の所得・控除の内容から市民税・県民税を計算 ⑤課税計算した結果を納税義務者へ通知 ⑥普通徴収・特別徴収(給与からの天引)・年金特別徴収(年金からの天引)の方法により徴収 ⑦所得・課税証明書の発行 [徴収事務] ①収納管理 納税義務者等が納付した収納情報を管理し、賦課更正等により過誤納等が発生した場合は、還付・充当を行う。②滞納整理(督促状・催告書発送業務) 賦課業務により課税された個人住民税のうち、納税者又は特別徴収(以下「特徴」という。)義務者が納期限までに徴収金を完納しない場合は、滞納整理を行う。(納期限後30日以内に督促状を発送する。)また、督促以降も完納しない場合は、催告書を発送する。③滞納処分 督促発送から起算して10日を経過するまでに徴収金を完納しない場合、滞納処分を行う。④調査業務 滞納処分に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関とその他法令に定める第三者等に当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を相互に求める。⑤滞納処分の執行停止 財産・所在不明及び生活困窮等で徴収不可の</p>	事後	変更は、文言の整理のみでありしきい値判断結果に変更がないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月23日	I. 3(法令上の根拠)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の16の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第1 16の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	事後	変更は、文言の整理及び主務省令の追記のみでありしきい値判断結果に変更がないため
平成28年8月18日	I. 4. ②(法令上の根拠)	・番号法第19条第1項第7号(別表第二) <別表第二における情報提供の根拠> 第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項: 1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項 <別表第二における情報照会の根拠> 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの): 27の項	(情報照会) ・番号法第19条第7号 別表第2 27の項 ・別表第二主務省令第20条(情報提供) ・番号法第19条第7号 別表第2 1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。) 第1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 10, 12, 13, 16, 19, 20, 21, 22, 23, 25, 28, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 43, 44, 45, 47, 49, 50, 51, 53, 54, 55, 58, 59条	事後	変更は、文言の整理及び主務省令の追記のみでありしきい値判断結果に変更がないため
平成28年8月18日	II. 1(いつの時点の係数か)	平成27年5月31日 時点	平成28年1月1日 時点	事後	変更は、確認日の更新のみであり、しきい値判断の結果に変更がないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月18日	Ⅱ. 2(いつの時点の係数か)	平成27年5月31日 時点	平成28年1月1日 時点	事後	変更は、確認日の更新のみであり、しきい値判断の結果に変更がないため
平成29年4月1日	Ⅰ. 5. ②(所属長)	税務課長 唯 勇一	税務課長 宮下 喬	事後	変更は、人事異動に伴うもののみであり、しきい値判断の結果に変更がないため
平成31年1月28日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 唯 勇一	税務課長	事後	変更は様式改訂に伴うものであり、しきい値判断結果に変更がないため
平成31年1月28日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	平成28年1月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	変更は、確認日の更新のみであり、しきい値判断の結果に変更がないため
平成31年1月28日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年1月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	変更は、確認日の更新のみであり、しきい値判断の結果に変更がないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月6日	I. 4. ②(法令上の根拠)	<p>(情報照会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第2 27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。)第20条 <p>(情報提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第2 1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 119の項 ・別表第二主務省令 第1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 10, 12, 13, 16, 19, 20, 21, 22, 22の3, 22の4, 23, 24, 24の2, 24の3, 25, 26の3, 28, 31, 31の2, 31の3, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 43, 43の3, 43の4, 44, 44の2, 45, 47, 49, 49の2, 50, 51, 53, 54, 55, 58, 59, 59の2, 59の3条 	<p><別表第二における情報提供の根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第1項第7号(別表第二)第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項: 1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 10, 12, 13, 16, 19, 20, 21, 22, 23, 25, 28, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 43, 44, 45, 47, 49, 50, 51, 53, 54, 55, 58, 59条 <p><別表第二における情報照会の根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第1項第7号(別表第二)第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの):27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 	事前	システムの全面入替え
令和2年1月6日	I. 1. ③(システムの名称)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 個人住民税システム 2. 地方税ポータルシステム(市民税関係) 3. 国税連携システム 4. MICJET番号連携サーバ 5. 中間サーバ 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 総合行政システム 個人住民税, 申告受付 2. 地方税ポータルシステム(市民税関係) 3. 国税連携システム 4. 中間サーバ 	事前	システムの全面入替え
令和2年1月6日	II. 1(いつ時点の計数か)	平成31年1月1日 時点	令和元年11月7日 時点	事前	システムの全面入替え
令和2年1月6日	II. 2(いつ時点の計数か)	平成31年1月1日 時点	令和元年11月7日 時点	事前	システムの全面入替え

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月12日	I. 4. ②(法令上の根拠)	<p><別表第二における情報提供の根拠> ・番号法第19条第1項第7号(別表第二) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、 第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が 含まれる項: 1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 4 2, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 9 1, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 10 7, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120 の項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年内閣府・総務省令第7号) 第1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 10, 12, 13, 16, 1 9, 20, 21, 22, 23, 25, 28, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 43, 44, 4 5, 47, 49, 50, 51, 53, 54, 55, 58, 59条 <別表第二における情報照会の根拠> ・番号法第19条第1項第7号(別表第二) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう ち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税 に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に よる地方税の賦課徴収に関する事務」となっ ているもの:27の項 (以下略)</p>	<p><別表第二における情報提供の根拠> ・番号法第19条第1項第7号(別表第二) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、 第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が 含まれる項: 1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 3 9, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 8 0, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 1 15, 116, 117, 120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年内閣府・総務省令第7号) 第1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 10, 12, 13, 14, 1 6, 19, 20, 21, 22, 22条の3, 22条の4, 2 3, 24, 24条の2, 24条の3, 25, 26条の3, 27, 28, 31, 31条の2, 31条の3, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 43, 43条の 3, 43条の4, 44, 44条の2, 45, 47, 49, 4 9条の2, 51, 53, 54, 55, 58, 59, 59条の 2の2, 59条の2の3, 59条の3条 <別表第二における情報照会の根拠> ・番号法第19条第1項第7号(別表第二) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう ち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税 に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に よる地方税の賦課徴収に関する事務」となっ ているもの:27, 28, 29の項(以下略)</p>	事後	変更は、法別表第二及び主務省令の追記又は削除のみであり、しきい値判断結果に変更がないため
令和2年11月12日	II. 1(いつ時点の計数か)	令和元年11月7日 時点	令和2年11月12日 時点	事後	変更は、確認日の更新のみであり、しきい値判断の結果に変更がないため
令和2年11月12日	II. 2(いつ時点の計数か)	令和元年11月7日 時点	令和2年11月12日 時点	事後	変更は、確認日の更新のみであり、しきい値判断の結果に変更がないため